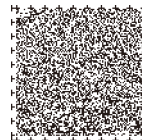


鹿児島県からのお知らせ



毎年4月2日は「世界自閉症啓発デー」、4月2日～8日は「発達障害啓発週間」です

自閉症をはじめとする発達障害の方は、他人の意図や感情を直感的に理解したり、言葉を適切に使うことなどが苦手な場合があります。学校や職場でさまざまな問題や困難に直面することがあります。

これらは、親のしつけや家庭環境が原因ではなく、脳機能の発達に関係するものです。発達障害は、見た目には障害があることがわかりにくいので、行動や態度が誤解されることがあります。

発達障害の特徴を知り、正しく理解していただくことが大切です。

※詳しくは、県ホームページをご覧ください。

問い合わせ先：県庁障害福祉課 電話 099-286-2744 FAX 099-286-5558

「身体障害者補助犬」への理解を深めましょう

補助犬とは、目や耳、手足に障害のある方をサポートする盲導犬、聴導犬、介助犬のことで、障害のある方が自立と社会参加をするための大切なパートナーです。

補助犬は「身体障害者補助犬法」に基づき訓練・認定されており、ユーザーは衛生・行動管理に責任を持っています。

事業者の方々においては、店舗やホテル等への補助犬の同伴にご理解をお願いします。

また、補助犬を同伴している方がお困りのようであれば、まずはお声がけや筆談などの配慮をお願いします。

※詳しくは、県ホームページをご覧ください。



ヘルプマーク・ヘルプカードをご存知ですか

県では、義足を使用している方や、内部障害、難病の方など、外見から援助等が必要なことが分からない方々を対象に、「ストラップ型のヘルプマーク」、「ヘルプカード」を配布しています。

ヘルプマーク・ヘルプカードを持っている方がお困りのようであれば、「どうしましたか?」、「何かお困りですか?」と声をかけていただき、できる範囲での手助けをお願いします。

マーク及びカードの配布は、お住まいの市町村のほか、県庁障害者支援室、地域振興局・支庁、ハートピアかごしまにて行っています。また、郵送での配布も行っておりますので、詳しくは県のホームページをご覧ください。



鹿児島県身障者用駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）について

右の表示のある身障者用駐車場は、県の発行した利用証（基準に該当する方に交付されます。）がないと使用することができません。

車の乗り降りのためにドアを全開にしなければならない方、歩行困難によりできるだけ建物に近い位置に駐車が必要としている方など、この駐車スペースを必要としている方が利用できるよう鹿児島県身障者用駐車場利用証制度への協力・理解をお願いします。

本制度の対象となる方で利用証をお持ちでない方は最寄りの窓口（県庁障害者支援室、地域振興局・支庁・事務所、ハートピアかごしま）で申請くださるようお願いいたします。詳しくは県ホームページをご覧ください。



問い合わせ先：県庁障害福祉課障害者支援室 電話 099-286-2746 FAX 099-286-5558



[感想をお寄せください]

鹿児島県くらし保健福祉部障害福祉課障害者支援室

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

TEL.099-286-2111(内線2746) FAX. 099-286-5558

Vol.45 令和5年3月31日発行

[E-mail]shougai@pref.kagoshima.lg.jp

[URL]http://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/syogai-syakai/machi/index.html

営利を目的とする場合を除き、この本をそのまま読むことが困難な方のために、「録音図書」「拡大写本」等の読書代替物への媒体変換を行うことは自由です。製作の後は上記障害福祉課へ御連絡ください。

視覚に障害を持つ方のために、本誌の点字版及び録音図書を鹿児島県視聴覚障害者情報センター(鹿児島市小野一丁目1-1 ハートピアかごしま3F TEL.099-220-5896)に備え付けてあります。

[SPコード]について

ページの隅に置かれている、四角い黒い点々を[SPコード](音声コード)といいます。この18ミリ四方の一つのSPコードの中に、日本語で約800字のテキスト情報を格納することができ、専用の読み取り機でSPコードを読み込むと、そのページの内容を音声で読み上げることができます。なお、視覚に障害のある方にもSPコードの位置が分かるように、ページの縁に切り込みを入れています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています